

令和 7 年度喀痰吸引等(第三号研修)(特定の者対象)研修 開催要項

1. 実施者

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会(三重県から受託)

2. 研修の目的

平成24年4月1日から施行された介護職員等によるたんの吸引等の制度について、居宅及び障害者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的として研修事業を実施します。

3. 受講対象者

(1)次の事業所に就業している介護職員、又は特別支援学校の教員・保育士等とする。

① 介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護、訪問介護事業所、通所介護事業所等

② 障害者総合支援法に基づく障害者入所施設、共同生活援助(グループホーム)、
居宅介護・重度訪問介護、生活介護等

③ 児童福祉法に基づく障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス等

※1 介護療養型医療施設等医療機関に所属する介護職員は、当該研修の対象に含まない。

※2 看護師、准看護師等の有資格者は、当該研修の対象に含まない。

※3 不特定多数の者対象の研修受講者は、当該研修の対象に含まない。

(2)現在勤務する事業所等に、たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)、経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻)の医療行為を必要とする利用者がいること。

(3)実地研修先を自ら確保できること。

(4)実地研修に際し、指導ができる指導看護師等が確保できること。

※基本研修免除対象者(実地研修のみの対象者)

上記受講対象者のうち、下記のいずれかのものは、実地研修のみの対象となる。

● 平成 23 年度以降の本研修受講者で、利用者又は行為の追加を行う場合。

● 平成 23 年度以降の本研修未受講の経過措置適用者で、利用者の追加を行う場合。

● 平成 23 年度以降の本研修未受講の経過措置適用者で、同一類型の異なる行為を追加する場合

★基本研修免除対象者は、三重県障がい福祉課(059-224-2215)に申込・問い合わせください。

4. 研修実施会場

(1)基本研修(講義・試験・演習):三重県社会福祉会館 3 階 講堂または研修室

(2)現場演習及び実地研修 受講者の調整した実地研修先

5. 研修開催日程(全日程の受講が必要)

- (1)基本研修(講義) 9月11日(木)10:00～16:00
9月13日(土) 9:30～12:30
- (2)基本研修(試験) 9月18日(木) 9:55～11:00
※再試験が必要になった方は午後も行います。
- (3)基本研修(演習) 【A日程】10月3日(金) 9:25～11:30
【B日程】10月3日(金)13:25～15:30
※なお、受講人数が少なかった場合は、B日程を開講しないことがあります。
- (4)実地研修 基本研修修了後～2月27日(金)の間

6. 研修内容

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)附則第3条に定める「介護の業務に従事する者」に対して、同法施行規則(昭和62年厚生省令第49号。以下「規則」という。)附則第4条表中「第三号研修に係る規則別表第三に定める「基本研修」及び「実地研修」を実施します。

(1)基本研修

○講義(1日目)9月11日(木)

時間	内容
9:30～10:00	受付
10:00～12:00	重度障がい児・者等の地域生活等について
12:00～13:00	昼休憩
13:00～16:00	具体的な支援と緊急時の対応及び危険防止について ①

(2日目)9月13日(土)

時間	内容
9:15～ 9:30	受付
9:30～12:30	具体的な支援と緊急時の対応及び危険防止について ②

○試験 9月18日(木)

時間	内容
9:30～ 9:55	受付
9:55～10:00	試験に関する説明
10:00～10:30	試験
11:00～	結果発表 ※必要に応じて午後から再試験

○演習 A日程又はB日程のいずれかを受講していただきます。ただし、受講人数が少なかった場合は、B日程を開講しないことがあります。

A日程:10月3日(金)

時間	内容
9:00~9:20	受付
9:25~9:30	演習・実地研修についての説明
9:30~11:30	喀痰吸引等に関する演習

B日程:10月3日(金)

時間	内容
13:00~13:20	受付
13:25~13:30	演習・実地研修についての説明
13:30~15:30	喀痰吸引等に関する演習

(2)実地研修

基本研修終了後、各受講者で調整した施設等において実施していただきます。

内容	実施回数
・喀痰吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部) ・経管栄養(胃ろう又は腸ろう・経鼻)	指導看護師等による評価(所定の判断基準)により、「手順通りに実施できる」と2回連続で認めた場合に実地研修の終了を認める。

○実地研修に関する留意事項

(1)指導者について

実地研修には、指導者(医師、正看護師、保健師、助産師)が必要となるので、調整すること。

なお、喀痰吸引等指導者養成研修の修了者であっても、下記の自己学習が必要であること。

《指導者の条件》

①利用者に関して日頃から関わりのある医師、看護師等が望ましい。

②指導者養成のための自己学習を終えていること。

※未修了者については、申込書に記載いただければ、三重県から指示があります。

③実地研修までに、「自己学習修了報告書」を三重県子ども・福祉部障がい福祉課へ提出していること。

(2)実地研修対象事業者等の要件について

様式第1号別表「法人内実地研修実施体制確認票」の確認項目全てを満たすものとする(受講申込書とともに法人内実地研修実地研修体制確認票を提出する)

7.募集定員 50名(先着順)

8.受講料 無料

下記のテキスト代 3,080円(税込)については、ご負担いただきます。

① 新版 第三号研修(特定の者対象)のための喀痰吸引等研修テキスト 3,080円(税込)

9. 申込方法 下記の①～③の書類を締切期日までに事務局まで郵送してください。

申込締切 令和 7 年 8 月 18 日(月)13:00 まで

※基本研修免除対象者は、三重県子ども・福祉部障がい福祉課
(<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOHO/HP/2015050220.htm>)に申込・問い合わせください。(Tel:059-224-2215 FAX:059-228-2085)

提出書類

- ①喀痰吸引等研修(第三号研修)(特定の者対象)受講申込書…(様式 1 号)
- ②法人内実地研修実施体制確認票…(様式 1 号別表)
- ※①②は写しをとり施設で保管し、原本を事務局まで郵送してください。
- ③指導者申込調書…(様式 2 号)
- ④研修修了証明書又は認定特定行為業務従事者認定証の写し(基本研修免除対象者のみ)
- ⑤実地研修に係る同意書…(参考様式 1 号)
- ⑥実地研修に係る承認書(主治医の承認書)…(参考様式 2 号)
- ※⑤⑥については、実地研修までに提出いただければ結構です。
- ※⑤⑥は事業所独自の様式でも可能です。

10. 受講決定

受講者には、受講決定通知を送付いたします。テキスト代のお支払い方法については、受講決定通知に記載いたします。

11. 注意事項

- ①研修当日に発熱や風邪の症状がみられる場合は、研修の参加の自粛をお願いします。
- ②参加者はマスクをご持参のうえ、研修会参加中はご着用ください。
- ③窓を開ける等、定期的な換気を実施しますので、各自体温調節のできる服装でお越しください。

【お問い合わせ先】

〒514-8552 津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館内 2 階
社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 福祉育成支援課 三重県社会福祉研修センター
TEL:059-213-0533 / FAX:059-222-0305